

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2021年6月2日

東京都作業部会確認年月 2021年6月16日

事業名 競技運営（運営委託等）

案件名 自転車ロード競技 競技運営業務委託

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<p>当業務委託は、オリンピック、パラリンピック両大会の自転車ロード競技の運営委託を行うものである。</p> <p>よって、①パラリンピック競技・選手に深く関わり、かつ②経費の内容が公費負担の対象として適切と考えられ、2017年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<p>過去策定してきた計画に基づき本大会での競技運営を行っていくことになるため、組織委員会が全体をマネジメントしながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<p>当業務委託は、東京 2020 大会における自転車ロード競技を実施するために必要な委託であり、大会の成功には必須である。</p>	
	効率性	<p>施工や交通規制について、できるだけ経費や時間をかけず最小限の手法となるよう工夫し、警察と交渉して合意を得るなど、効率化を図っている。</p>	
	納得性	<p>発注予定先は、他の自転車ロード競技大会やテストイベントの実施を経て十分な運営ノウハウを蓄積している。そのため、経験則に基づいた適切な人員体制の構築やコスト削減が期待できる。さらに事業者の当初見積からも大幅に単価・数量を精査しており、発注金額を抑えている。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<p>当業務委託は、自転車ロード競技の実施のために必要なものである。経費の中身も委託事業費のみであり、公費負担の対象として適</p>	

ること	切といえる。 ・ 本件に充当可能な財源を確認している。 ・ 引き続き、経費が最小限となるよう抑制・削減に取り組む。	
-----	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。